

新しい日本統治機構の様式を探索してⅣ

[完結編]

渡辺 栄太郎 (大東文化大学名誉教授)

Researching after the Form of New Japan's Sovereign Structure IV

Eitaro WATANABE

1

民主主義国家の統治

(1) 統治者選出の必然性 前論では、藤原不比等が「日本書紀」に書き込んだ万世一系という自己血統本位の統治観念が、開国した明治時代以降も日本を支配し、特に幾度も戦争を通じては、どれ程多数の犠牲者を人民に課したかを論述してきた。世襲天皇制、これは天孫降臨という自然界には有り得ない、空から天下ってきたという神がかり、嘘偽の権威で権力を誇示し、一方でその統治の責任と失敗は、下位の国民・庶民に押し付けてきた結果でその元凶となった。過ぎた事とは言え、太平洋戦争敗戦後の天皇位継続を、最高位者として当然の事とする無責任な態度を見れば、これは全く否定のできない事実であると言える。まして天皇制をこのままに国民の中心として、今後も、永く日本の永続と繁栄を図ろうなどとは、正常にはとても考えられることではない。国民はそんな成功は有り得ないことだと、天皇位についてははっきり自覚しなければならない。にも拘らず、新憲法では、かつてイギリス王室で使われた‘象徴’ (Symbol) という言葉を借りて、未だに天皇制が存続しているというのが、戦後日本の実状である。その上多額の税金を国民の負担に課している。また天皇の「万世一系」という表現には「責任」 (Responsibility) という道義感覚は全く欠落していて、その用語自体が無責任で統治にはふさわしくない概念であることに気付くべきだ。その上新憲法第一条では、「この (天皇の) 地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」として、その存在の責任を国民の意見に転化して存続している。率直に言えば、敗戦するまで天皇は神だとして国民を徹底して教育し押し付けてきながら、敗戦で情勢が変わると、その存続の責任は国民のせいにして逃げていると言える。これが神のする事であろうか？考えてみると、あきれるばかりだ。また第四条で、天皇は国事に関する行為を行い、「国政に関する権能を有しない」としていても、国民は国政を担当する統治者を選べないでいる。これは従来の天皇制存続のために、隠された最大の問題点なのとも言えるだろう。もしそうではなく選ぶ事ができるのなら、当然我われ日本人は、自分たちの統治者を自分たち自身で選んでいる、はずである。そこで筆者が思うには、敗戦当時、この新憲法の発案者たちは、国民の権利よりもいかに天皇制存続について腐心していたのか、と思いやられるばかりである。日本人が、自分たち国民の代表者を選べないでいるという、非常に半端な状態にあるという事の意味を、国民はよくよく考えてみる必要があると思う。しかも空から降ってきたという虚構の出自を持つ天皇制のため、今の現状があることを我われは見逃してはならない、と考える。

現在の地球世界では、これまで世界一長命であったというエチオピア王朝が一昨年にクーデターで崩壊し、日本の天皇制が世界一の長命を保っていると言う。恐らく平安時代直前、藤原不比等が自分の子孫だけが永久に栄えるようにと目論で万世一系とした世襲天皇制が、1400年近くも続いたという事実は、全く自己本位の利己の野心が、長期存続に成功した世界記録であることには、疑いようもない。その上未だに、この天皇制の持つ国家的矛盾と欺瞞に気付かない日本人は数多い。何よりも国家の指導者層は、この矛盾・欺瞞を取り挙げようとはしていない。恐らく天皇制廃止を望まない一部支配階層人たちが存在し、それにマスコミも同調している面があるからであろう。かつて、天皇の命令は絶対だと信じて戦場に赴き、戦死した数多くの兵士たちが居た。それを天皇自身が靖国神社に弔いに行くなどという行為は、究極的責任者が、自己擁護のために表向きの欺瞞行為を見せかけているとも捕えられかねまい。天皇制維持にこだわる自民党幹部の責任は極めて重いと筆者は考えざるを得ない。それだけでなく憲法に依ると、天皇には今でも国民に対して叙勲の権能があるという(憲法第七条六、七項)。これに対して世界の先進国では、殆ど世襲統治者の制度は無くなり、特にイタリアでは直接に1930年代に、国民投票によって王制は廃止された。日本の国勢は今や下降期に入っているのに拘らず、国民はいつまで天皇制を奉じ、天皇に従って行くつもりなのか?(伊勢神宮とか明治神宮という存在は別に考えても)、世襲天皇制の下では日本国は国民自身の国家とは成り得ないし、国家的発展も期待できないのは明らかだ。この事はすべて、国民一人ひとりの認知と自覚に掛かっているのである。とてもかつてのように古ぶるしい、国民を軽視してきた天皇の国家体制の下では、真実の国家として国民の豊かな発展は期待できないと、筆者は強く思わざるを得ない。

(2) 統治の形態 次にここで前論第5章に続いて、国民主権にふさわしい統治様式の議題に戻したい。従来の天皇制の下では統治権は世襲され、実際の権力層が天皇の周囲に集って縦社会となり、階級制が発生するという事実とその必然性を指摘した。日本では今に至っても保守自民党が中心を占め、野党は分裂したままで政局は進んでいる。イギリスのように、野党が保守自民党と対等になるには、何百年も先の事かも知れない。また対等になったとしても、それだけでは解消できない重い問題が残る。それこそ所謂、自由・平等の実現に係わる問題である。これがアメリカのイギリスから独立する契機となった事は、よく知られている。イギリスには現在でも貴族という古い階級が存在する。筆者は前論で複数の民主国家の実例を挙げてきたが、民主主義を称するならば、統治者を国民が選ぶのは、必然の基本的条件であった。それで日本での場合、これからは、統治者を4年任期で、一回のみ再選を認める形がよいだろう、と先論で発案した。勿論これが最善だと言うつもりではない。人によって色いろな考え方があからである。しかし話しは、ここから進めて行きたいと思う。

まず最初に、統治を担当する人物選出の仕方の問題がある。市町村とか小さな集団の中では余り問題になる事は少くとも、国家の統治権を扱うとなれば、これは決して安易に決定できるものではない。それは国家の方針や運命を左右するものとして、また当然我われ国民全個人の生活と生存について、重大な関わりを持つからである。日本は大戦で敗れるまではお上(天皇)の命令に付き従ってきたが、今は民主主義の下、自分の命運は自分たち自身で決定できるようになったはずである。

統治者は、これまでに述べたように、任期はオリンピックと同じく4年とし、再選は一回のみ、即ちプラス4年とする。統治者(仮定名、大統領)立候補の資格は、40歳から65歳までのすべての男女とするのが、適当であるかと思う。先論で調べたように、もっと若い年齢から始める国家もあるが、本人の人生体験、人格修業の度合い、それに職務への適性など、若い内に充分身に付ける

べき素質も大切であると思うからである。また 65 歳までに制限したのは、本人の健康維持と厳しい執務への配慮に基くものである。他にもう一つ、国籍の問題がある。少なくとも日本に生まれ市民として、日本国内に 20 年以上在住し、外国人であった場合でも日本国籍を得てから、やはり 20 年以上になる者としては如何かと思う。これはいかにも、特定の外国人に私的便宜を図ったり、友好国という存在を別にしても、個人的思惑で政策を歪めるのを防止する狙いもあるからである。

次に国会議員となり、己の野心で権力者を目指し、名声や金銭・財力に物を言わせて出世術にたけた者も有り得るであろう。このような人物に対しては、その良心・倫理感や政治的適否を判断し、検討し抑制する機関も必要である。例えばアメリカでは、大統領選挙人制度というものがあり、これで事前に候補者としての適性を判定・吟味することも、可能であると思う。その他些細な問題もそこで解消されるように計る。当然アメリカ以外の共和国でも、これに相当する制度を持つものと予想される。むやみに多数の大統領候補者を避けるためだけでなく、できる限りより適切な人材をしばり出す必要があるからである。そのための対策として専門の機関が作られる事も必要だろう。大統領候補の資格と適性を適切に判断し、主張と信条を明確にして、有権者に判り易く、公正な選挙ができるように便宜を与えるのを目的とする機構の設立である。

大統領候補審査機関

職員構成と役割 この機関の人員は各都道府県に各々 4 名を配し、東京・大阪・北海道・神奈川・愛知（名古屋）など人口の多い地域へそれぞれ勘案して、例えば東京 50 名、大阪 30 名、その他に 10 名、5 名など、必ずしも人口数に比例できなくても、程好い人数を割当てる。47 都道府県 × 4 = 188 名、これに人数の多い都道府県への追加割当分を 112 名として加え、総計を 310 名とする。この総人数で議論し、最終候補者を 3 名内至 4 名に絞る。勿論この最終会議の前に、それぞれの部会で、代表選出をすることが必要とされる。またこの審査機関のために、最終決定を取り行う専用の会議場の設立も必要となるかもしれない。

審査機関に必要とされる条件

1. 構成員については、人物本位で政治・政党色を廃し公正な選定を行う。また一定の報酬で報いる。
2. 採択の目的は大統領の資格検討をするのみとし、それ以外の決定権限を有しない。
3. この審査機関は立法・行政・司法の権限に所属せず、三権外に独立した存在とする。
4. この機関には、行政と立法、即ち内閣と議会に政策施行に関する対立が生じた場合にのみ、裁定機関としての役割を 1 つ持たせる。

以上の諸手続きを経て選出された大統領候補者人員を、最終的には 3 名か 4 名に絞り、全国的に討議された上で、国全体の有権者による投票で大統領を決定する。過半数以上の票数を得た候補者が居なければ、上位 2 位までの 2 人で、選挙による最終決定を行う。

これに付随して、配慮を要する重要な事がある。1. 従来^{きと}の天皇及びその一族については、国家的祈禱儀式集団として保護する必要があるだろう。大統領選挙にかかる諸経費は、現在の皇族ならびに天皇制に関わる諸団体の処遇費を含めて、その従来の経費を、国会の同意を得て転用するものとする。勿論不足分は、国庫から支給する。

またこれとは別に、通常^{いつさい}今までの皇室・天皇制維持のためにかかる一切の経費（税金）を国民総てに分かるように、はっきりと公表する必要がある。少なくとも担当官僚は、この責務に忠実でなければならない。

2 A

民主主義国家の行政府 I

我われの住む地球世界での193か国・地域の中で、現在先進国と見られる内の専制主権国家は、日本・イギリス・スペインの3国で、他は小国30か国程の少数派となった。今や文明が進歩した国では、統治者を国民が選ぶのは普通のことになり、それだけ人民は、いや一般国民は世界的に権利意識に目覚めて来たのだと言ってもよいであろう。しかし国民が世襲を廃して元首を選んだ国でも、まだまだ元首の独裁に苦しむ国家も存在する。その実例の代表的な国家は現在、共産圏として見做されるロシアや中国（中共）だと言えるかも知れない。しかしこの項では、統治者を人民が選び、その上で独裁に至らず、民主的運営の続けられる国家について検討する事にする。それこそ我われの国家日本が末永く踏襲し目指さなければならない国家の様式であるからである。次には統治者（大統領）が統治に当たる共和国の実例を、資料から採り挙げて参考にしたと思う。但し考察資料は、自分の僅かな研究を礎に見聞やニュースの他、主に当事国の憲法に頼らざるを得ないので、その点を最初におことわりしておきたい。

A. アメリカ合衆国（The United States of America）

現在、民主主義を代表する国家と言え、誰しもアメリカ合衆国の名を挙げるであろう。1492年にコロンブス一行がアメリカに来て金を求め、先住民に強制労働を課していた。この事実がアメリカ史の出発点となり、先住民征服の歴史の始まりとなった。1620年メイフラワー号でイギリスから来てプリマスに上陸し、ピルグリム・ファザーズと称して信仰の自由を求めていたのである。当初はフランスの植民地も所在していたが、イギリスがフレンチ・アンド・インディアン戦争（1754－63）に勝利して、アメリカでの覇権を獲得していた。

1630年当時、イギリスのジョン・ウインズロップは北部に植民地を開き、自分たちの理想である自由と民主主義を掲げ、これがのちアメリカ精神の起源となったとされる。北アメリカには当時、13の植民地がイギリスの下にあり、イギリス本国からの税金に苦しめられていた。これでボストンで茶会事件が起き、これを契機に英米の仲は先鋭化した。イギリスはボストンに軍隊を送り、75年4月には英軍と植民地民兵がレキシントンで衝突した。独立戦争の始まりである。まもなく第2回の大陸会議が開かれ、ジョージ・ワシントンが総司令官に任命された。76年7月には独立宣言が採択され、78年の米仏同盟も味方して81年、ヨークタウンの戦いで最終的勝利を収めた。イギリスは83年のパリ条約で、アメリカの独立を承認したのである。当初一つの国として巧くまとまらなかったが、87年フィラデルフィアに憲法制定会議が招集されて、漸く13の連邦による統治機構の構造を定めることが出来たのである。それはJ・マディソンを中心に作られた憲法案で、連邦政府の権限強化を「抑制と均衡」のシステムで、独裁を防止する試みがあったという。88年にはこの憲法案が批准され、翌89年に第一回の連



ニューヨーク5番街を北に向かってバスで通る。正面はメイシー・デパート（2003年滞在時か）

邦議会が開かれて、ジョージ・ワシントンが初代大統領に就任した。

アメリカ合衆国憲法 (1788 年制定)

以下は本論の論旨の必要上、行政権に関する事項のみを中心として記述する。

第一条 (合衆国議会)

第二条 (合衆国大統領)

第一節執行権は、大統領に属する。任期4年、大統領選挙人は上・下院議員と同数とし、大統領選挙員の選任は、各州上下院議員の総数を同数とする。選挙人は各州で2人に投票する。その中で内1人は同州人でないことを必要とする。候補者の資格は、満35歳以上で、15年以上アメリカに居住していることを必要とする。

大統領は、その職務を開始する前に、次の宣誓を行わなければならない、――「私は合衆国大統領の職務を誠実に遂行し、全力を尽くして、合衆国憲法を維持し、保護し、擁護することを厳粛に誓う」

第二節 (大統領の権限) ①大統領は、合衆国の陸海軍及び各州の民兵の最高司令官である。大統領は執行各部の長に対し、各々の職務に関する事項について、その意見を書面で述べるよう求めることができる。また犯罪について、刑の執行を停止し、恩赦を与える権限を有する。②上院の助言と承認を得て、条約を締結する権限を有する。但し出席上院議員の三分の二の同意を要する。また大使その他の外交使節、領事、最高裁判官を指名し、上院の助言と承認を得て任命する。

第三節 (その他の権限) ①議会へ国家情報を提供し、施策審議を勧告する。議院を招集することができる。大公使を接受する。国家の公務員に辞令を発する。

第四節 副大統領ほか国家の全文官を含め、反逆・収賄罪に有罪判決を受ければ、職を罷免される。修正第二二条 (三選の禁止)

B. カナダ (Canada)

カナダはイギリス領として出発し、制定された「1867年英領北アメリカ法」とその改正法、及び「1982年カナダ憲法」などの集合体で構成されている。しかしイギリス統治であっても、カナダ本来の権利と自由は後者の憲法に表記されている事から、「1982年憲法」の要点のみを記録することにした。

一九八二年憲法

第一章「権利および自由に関するカナダ憲章」 第一条自由で民主的社会に正当化できる合理的制約に従い、憲章で規定する権利および自由を保障する。 第二条何人も次の基本的自由を有する。(a)良心および信教の自由 (b)思想、信条、意見および表現の自由 (c)平穩に集会する自由 (d)結社の自由 第三条市民の所有する下院及び州の立法議会への議員選挙権と被選挙権 第六条移転の権利 法的権利

第七条生命、自由及び身体の安全に対する権利 第一条告発・起訴された者の権利 第一二条残虐・異常な処遇または刑罰を受けない権利 第一五条①法の前及び法の下に平等、人種・出身国・民族・宗教・年齢・性別・障害を理由に差別しない。 第二二条英仏語以外の言語に関する権利



現代ニューヨークの中心地タイムズ・スクエアの賑わい。
ブロード・ウェイと5番街の交叉点 (2003年初夏)

第二七条多文化的伝統 第二八条両性の平等。

[註] カナダについて。カナダは統治権がイギリス女王にある事から、統治権への言及は見当たらない。それでも国家的特質として十分なものを備えている。「一八六七年憲法」の改正については、本質的変更が無いので割愛した。しかし植民地ではあっても、思いの他、自由・平等の意識が発展していることに気付く。



パリの中心地、プラス・ド・ラ・コンコルド(広場)
(1984年9月、最初の訪仏で撮影)

C. フランス (France)

ヨーロッパを代表する民主国家と言え、先ずフランスの名を挙げられるだろう。我われ日本人がフランスという言葉で連想するのは、パリの街の華やかさかも知れない。しかし現実には、フランス国とフランス人民は苛酷で苦しい歴史を経て来たことを、見過ごしてはならない。何よりもそれは、1789年に行われたフランス大革命に表徴されている。

一方フランスには、英雄ナポレオンの活躍や、第二次大戦中には、パリがナチスに占領された時代もあった。フランスの人口は現在5720万人といわれ、先史時代に地中海種族が、BC4000年頃アルプス種族と混合してケルト人になり、その後はローマ人、ゲルマン人、ノルマン人が移住し、17世紀以降はスペイン人・イタリア人・ロシア系も含みポーランド人も移民して来て、現在のフランス人民を形成したと言われる。アメリカ人同様の「人種のルツボ」の人種構成から、今日の複雑なフランス人気が生まれたと見られている。しかしヨーロッパの中央に位置して、フランク王国の時代から十字軍、16世紀末のブルボン王朝、18世紀末のフランス革命、共和政の成立、19世紀初めのナポレオンの活躍、ついで第一次・第二次大戦を経過して今日に至ったが、ルイ王朝の残した宮廷の華やかさは、今日でも人類の残した壮大な遺産だとも言えるだろう。現在では、ドイツと共にEUの中核国となり、ヨーロッパ第一の観光国としての地位にある。なお現行の憲法は、大統領ド・ゴールの下で制定されたものである。

一九五八年憲法

前文 フランス人民は、一七八九年宣言により規定され、一九四六年憲法前文により確認かつ補完された人間の諸権利と国民主権の諸原理に対する至誠、及び二〇〇四年環境憲章により規定された権利と義務に対する至誠を厳粛に宣言する。

これらの原理および諸人民の自由な決定の原理の名に於て、共和国は、加盟意思を表明する海外諸領に対し、自由・平等・友愛の共通理念に基礎づけられ、諸領の民主的発展を目指して構想された新制度を提供する。

第一条①フランスは、不可分の、非宗教的、民主的かつ社会的な共和国である。フランスは、出自、人種或いは宗教の区別なく、すべての市民の法の前の平等を保障する。フランスは、あらゆる信条を尊重する。フランスは、地方分権的に組織される。②法律は、選挙で選ばれる代表的任務、選挙により就任する職務、及び、職業或いは社会に於ける責任ある地位への男女の平等な参画を促進する。

第一編主権について 第二条①言語はフランス語、②紋章赤白青の三色旗、③国歌ラ・マルセイエーズ、④標語自由・平等・友愛、⑤原理は人民の人民による人民のための統治 第三条①主権は

人民に帰属し、代表者・国民投票で行使する。②人民のいかなる部分も、いかなる個人も、その行使を占奪してはならない。

第二編共和国大統領 第五条①共和国大統領は、憲法の遵守を監視する。大統領は、その裁定により、公権力の規則正しい活動および国家の持続を確保する。②大統領は国家の独立、領土の無傷、条約の遵守の保障者である。 第六条①共和国大統領は、任期五年で直接普通選挙により選出する。②誰も連続二期を超えて大統領職に就くことはできない。 第七条[大統領の選挙手続と職務代行] ①-⑪ 第八条①首相の任命・解任権 ②首相提案に基づき政府構成員の任免 第九条閣議を主宰 第十二条首相と両議院議長の見解を聴いて、国民議会の解散を宣告することができる。 第十三条①閣議で審議された政令に署名する。②国の文官・武官を任命する。③コンセイユ・データ¹⁾ 評議官、賞勲局総裁、大使・特使・会計検査院検査官・知事・海外諸領・ニューカレドニアでの国家代表・将官・大学区長・中央行政省庁の長を閣議で任命する。 第十四条大使・特使の信任状の付与と受理 第十五条軍隊の長であり、国防の上級会議・諸委員会を主宰する。 第十六条 [非常事態権力] 第十七条恩赦を行う権利を持つ 第十八条 [大統領教書]

第三編政府

第二十条①政府は国の政治を決定し指揮する。②政府は行政機構と軍事力を使うことができる。③国会に対し責任を負う。第二十一条①首相は政府の活動を統率し、国防に責任を負う。法律の執行を保障し、文官・武官を任命する。②首相は権限のいくつかを大臣に委任し得る。③首相は大統領を代理して、会議・委員会を主宰する。第二十三条①政府構成員の職務は、国会議員の任務、全国的性格を持つ職能代表的職務、および、公職もしくは職業活動と一切兼ねることができない。

第四編国会 (以下省略)

[米加仏三国統治機構への考察と論評]

世界を代表する民主国として、特に先駆的米・仏の2国と、カナダを加えて取り挙げた。アメリカ合衆国は、イギリスからの移民により、自由と民主主義を求めて本国での束縛を逃れて、開拓された新天地であった。当初フランス系の植民地との抗争はあったが、やがてイギリス系が支配し、これが祖国の英軍と衝突して、独立のための戦争となった。大陸会議でジョージ・ワシントンが司令官に任じられ、勝利して第一代大統領となる。連邦政府は権限強化と独裁防止を憲法に盛り、大統領は任期4年三選禁止で、今日までの発展を築いてきたのである。我われ日本人から見れば、アメリカでの人民の努力と労苦を知れば、批判など有り得るものではなく、むしろ人民の成果に敬意を表したいと思う。太平洋戦争など、日本という国家の狭隘で遅れた統治体制を自覚すれば、反省を感じないわけには行かない。しかし現在、アメリカでの前大統領トランプ氏への報道を見ると、進んだアメリカの選挙制度にも、なお問題がありそうだと筆者は考えていた。しかしバイデン氏が勝利して、自由と平等のアメリカに希望をつなぐことが出来た思いがする。

一方、ヨーロッパを代表するフランス国民の民主主義への戦いは、苛酷であり、また偉大な人類への貢献となったことを知らされる。「自由・平等」それに「友愛」を権力から勝ち取り、法の前の平等として、リンカーンが口にした‘人民の人民による人民のための’、という統治理念がフランス憲法に採用されている。一方のアメリカ憲法にこの文言がないのは、非常に興味深い。それは理念に依らず、制度として具体化しているという意味なのであろうか。フランス大統領の任期は5年で、1度だけ再任が認められる。フランスはアメリカと並んで自由と民主主義の国家として、我

われはフランス人民の努力の成果に強く教えられるばかりである。

カナダについては、良心と自由の保障、法の前での平等という国家的理念を有し、関連して、かつて筆者のニューヨーク滞在中、一週間余をかけてモントリオールとケベックを訪れた時の、カナダ人の優しさを思い出す。ニューヨークに帰着してからも、暫くその感覚が回想されていたものであった。

最後に一つ、無視してならない事がある。それは他でもない、黒人差別の問題である。人間にとっては人格が大切なのであって、肌の色が問題なのではない。これを放置しておけば、以上のアメリカの美点、また憲法理念でも、大きな不実さと欠陥の要因にも、成りかねないだろう、と筆者は考える。

2 B

民主主義国家の行政府 II

前章 I では、世襲天皇制という制度が国家主義の根源となり、それが近隣諸国への侵略、自国日本民衆の犠牲をもたらし、国内には階層差別の根本因となってきた事実を指摘した。本章では、前章の米・仏に引き続いてその他の民主国を扱い、その統治権と民主主義の様態を調査確認して、我が国将来の真の民主化の参考にしたいと考える。なお本章では統治権に関係する主要な憲法条文の他は、できるだけ内容を簡略して記述する。

D. イタリア (Italy; Italian Republic)

イタリアはスペイン(エスパンア)と共に南欧に位置し、地中海に長靴型の半島の形をして臨む。南端にはシチリア島、西方地中海にサルディニア島を擁する。一帯に山がちで、北部にミラノ、ジェノヴァ、中央部に首都ローマ、南にナポリが所在する。中世時代にはローマ文化の中心となり、近世にはルネッサンスの舞台となった。第二次大戦中はムッソリーニ独裁が続いたが、戦後になってマンガーノやソフィア・ローレン、ロロブリジーダらのセクシー女優が活躍して、イタリア映画の魅力を全世界に知らせていた。



ニューヨーク、ダウントウン、エンパイア・ステートビルから南方を眺望する。右側ハドソン川、左側イースト・リバー (1995年)

人口5,936万人、日本の約5分の4程の広さに住んで、イタリア人は96%と言われ、イタリア語を話す。国連加盟1955年、北部では工業化が進み、南部との経済格差が大きいと言う。GNIは1人当たり31,020ドル。筆者は4度の訪欧在欧中にも、外来人の事かもしれないが物盗りが多いといううわさを聞いていたので、一度もイタリアの土を踏まないでしまったのは、今にして思うと残念である。

イタリア共和国憲法 (1948年)

基本原理 第一条①勤労に基礎を置く民主的共和国 ②主権は人民に帰属 第二条個人の人格が発展する場としての社会組織で、人間の不可侵の権利を承認し保障する。それと、義務の遂行 第三条①すべての市民は等しい社会的尊厳を持ち、法律の前に平等 ②市民の自由と平等を制限し、人格の発展及び国の政治・経済・社会組織への労働者の参加を妨げる経済的・社会的障害を除去する事は、共和国の義務である。第四条①すべての市民に勤労の権利を認め、諸条件を整備推進する。②各市民は能力と選択に応じて、社会の物質的・精神的進歩に寄与する活動又は役割を遂行する義務を負う。

第一部市民の権利と義務

第一章市民的関係 第一三条①人身の自由は侵す事ができない。第二一条（表現の自由、反善良風俗表現の禁止）

第二部共和国の組織

第二章大統領 第八三条大統領は国会議員の合同会議に於て選挙される。第八四条①五〇歳に達し、市民権・参政権を有するすべての市民は、大統領に選挙されることができる。第八五条①大統領の任期は七年とする。第八六条（大統領の代行・辞職）第八七条①大統領は国家の元首であり、国の統一を代表する。第八八条①議長の見解を聞いて、両議院または一議院を解散できる。②任期の最後の六か月間は、前項の機能を行使する事ができない。

第三章政府 第一節内閣 第九二条①共和国政府は、内閣総理大臣と各大臣により構成される。内閣総理大臣と各大臣はともに内閣を組織する。②大統領は、内閣総理大臣を任命し、更にその提案に基づき各大臣を任命する。第九四条①政府は両議院の信任を有しなければならない。⑤（不信任の動議）第九五条①内閣総理大臣は政府の一般政策を指揮し、それにつき責任を負う。また各大臣の活動を推進・調整し、政治的及び行政的指針の統一を保持する。②各大臣は内閣の行為につき連帯して責任を負い、その所管の行為につき個別に責任を負う。第九六条（内閣総理大臣および各大臣の弾劾）

E. ドイツ (Deutschland, Germany)

ヨーロッパのほぼ中央に位置し、北を北海・バルト海、南はアルプスの山脈で地形的国境を形成する。北海沿岸は海洋性で温暖、南部と東部は大陸性気候である。91%がドイツ人だが、地方によりスラブ系、デンマーク人、ロマ系などその多くが混在する。古くはローマ帝国として栄え、後に宗教改革を経て三十年戦争と続き、幾つもの領主国家が存在する時代があったが、のちプロイセンが有力となり、これでドイツ連邦として統一された。1871年、ビスマルクを中心にドイツ帝国となる。1914年第一次大戦、18年ワイマール共和国に変ったが、その後ナチスは第3帝国と称してヒトラーが独裁し、1939年ドイツ軍のポーランド侵攻で第二次大戦が始まった。一時日独伊三国同盟を結んだ事もあったが、連合軍に敗戦して東西ドイツに分離、西側は西ドイツとしてボンを首府とした。その後ベルリンの壁が破壊され、1991年再統一が実現し、改めてベルリンが首都となった。現在はハイテク産業が盛んだが、重工業は斜陽化していると言う。ドイツ人は勤勉だと言われ、GNIは43,490ドルで、日本人を少し上回る。筆者はハイデルベルクなど旧西ドイツを旅行したが、ベルリンの方へは行かないでしまった。でも在日のドイツ友人を持っていた。



好天气に恵まれ、多くの人々と賑わうN・Y・セントラル・パーク南西部の噴水池風景(一九九五年夏)

ドイツ連邦共和国基本法（ボン基本法）

一、**基本権** 第一条人間の尊厳は不可侵で、これを尊重・保護することは国家権力の義務として、立法・執行権・裁判を拘束する。第二条人倫法則に反しない限り、人格に自由な発展をさせる権利を有する。また生命・身体への権利を有する。第三条①すべて人間は、法律の前に平等である。②（男女平等）③出自・人種・言語・門地・信仰・宗教や政治的見解・障害の理由で有利または不利な扱いを受けてはならない。第四条（信仰・良心・宗教の自由）第五条（表現・出版・放送・芸術・

学問の自由)第八・九・一〇条(集会・結社・郵便・通信の自由)第一二a条(兵役及び代役の義務)第十九条①(基本権の制限)②基本権は、いかなる場合であっても、その本質的内容に於て侵害されてはならない。

二. **連邦及びラント** 第四五条連邦議会は、欧州連合の事務のための委員会を選任する。第四五a条①連邦議会は、外務委員会及び国防委員会を選任する。第四七条(証言拒否権)

六. **連邦政府** 第六二条連邦政府は、連邦宰相及び連邦大臣で、これを構成する。第六三条①連邦宰相は、連邦大統領の提案に基づき、連邦議会在討議手続にかけずに、投票によりこれを選出する。②連邦宰相は大統領によって任命される。③大統領の提案した者が選出されないときは、連邦議会在投票後14日以内に、その半数以上の議員によって連邦宰相を選出することができる。第六四条①連邦大臣は、連邦宰相の提案に基づき、連邦大統領がこれを任命し罷免する。第六五条(方針決定権限、所轄制、合議性)連邦宰相は、政府の基本方針を決定し、これについて責任を負う。連邦大臣は、独立して、かつ自らの責任に於て、自己の所轄事項を指揮する。第六五a条①連邦国防大臣は、軍隊に対する指揮監督権を有する。第六七条(連邦議会在連邦宰相に対して不信任する場合)

一〇a. 防衛出動事態

第一一五a条①連邦領土が武力によって攻撃され、又はかかる攻撃の直接的脅威が存することの確定(防衛出動事態)は、連邦議会在、連邦参議院の同意を得て、これを行う。連邦政府の申し立てによって行われる。

(以下省略)

F. 大韓民国 (Republic of Korea)

朝鮮半島の南半分を占め、首都はソウル、1948年に建国した。石油化学、建築、機械類製造業が盛んである。かつて1910年日本が朝鮮半島を植民地化し、45年日本の敗戦に依って半島の南側が48年に独立し、韓国となった。50年には北朝鮮の侵略で朝鮮戦争となる。北側を中国が支援し、南側はマッカーサー將軍の指揮の下、1953年国連軍と北側との間に休戦が成立、双方の緩衝地帯として板門店を中心に非武装地帯が設置された。現在韓国は文民政権となって久しく、大きな経済成長を遂げている。人口約4327万人(1991年)、大統領選挙には、いつもスキャンダル事件が付きものだったが、今後収まって行く事が期待される。

大韓民国憲法 (1987年改正)

第一章総綱 第一条①大韓民国は、民主共和国である。②主権は国民にあり、すべての権力は、国民から発する。第四条統一を指向し、自由民主的基本秩序に立脚した平和的統一政策を樹立して、これを推進する。第五条①国際平和の維持に努め、侵略的戦争を否認する。②国軍は、国家の安全保障及び国土防衛の神聖な義務を遂行することを使命とし、その政治的中立性は尊重される。

第二章国民の権利と義務 第一〇条(人間としての尊厳と幸福追求権、国家の基本的人権の保障) 第一一条①すべての国民は、法の前に平等である。②(特殊階級の否定) 第一九条すべての国民は、良心の自由を有する。第二〇条――第二二条宗教・言論出版集会・学問の自由。第三四条①すべての国民は、人間らしい生活を営む権利を有する。

第四章政府 第一節大統領 第六六条①大統領は国家の元首であって、外国に対して国家を代表する。②国家の独立、領土の保全、国家の継続性、及び憲法を守護する責務を負う。④行政権は、

大統領を首班とする政府に属する。第六七条④（大統領候補の条件、選挙当日で40歳以上）第七〇条大統領の任期は五年とし、重任することはできない。第七二条（重要政策の国民投票）第七三条外交、宣戦布告、講和を行う。第七四条国軍を統帥する。第七七条（戒厳令宣布）第七九条（赦免・復権の命令権）第八〇条（栄典授与権）第八一条（国会に対する意見の表示）第八四条内乱・外患の罪を犯した場合を除いて、在職中、刑事上の訴追を受けない。

第二節行政府 第一款国务総理及び国务委員 第八六条①国务総理は、国会の同意を得て、大統領が任命する。②国务総理は、行政に関して大統領の命を受け、行政各部を統轄する。第八七条①国务委員は、国务総理の提議により、大統領が任命する。②国务委員は、国政に関して大統領を補佐し、また国务会議の構成員として国政を審議する。

第二款国务会議 第八八条①国务会議は、政府の権限に属する重要な政策を審議する。②国务会議は、大統領、国务総理及び国务委員で構成する。③大統領は国务会議の議長、国务総理は副議長となる。

G. スイス連邦 (Swiss Confederation)

ヨーロッパ内陸の山がちな共和国で、25州と準州から成る。美しいアルプスの風景やジュネーヴ、レマン湖の名勝はよく知られている。時計産業、金融地としても有名。赤十字はスイスで創立され、中立政策を伝統とする。古く先住民の名に因みヘルヴェティアとも呼ばれるが、この古代のケルト族はシーザーに征服され、AD 5世紀にはブルグント族とアルマニ族が侵入して、これがザーネ川を境に今日のフランス語圏とドイツ語圏の境界線となった。その後神聖ローマ帝国の一部となり、13世紀末ハプスブルグ家からの侵攻を防ぐ同盟を結成、これが連邦の起源となる。このとき英雄ウィリアム・テルの伝説が生れた。その後度たびオーストリア軍の侵攻を撃破したが、1515年にフランス軍に敗北、以来中立政策をとる。1540年代J・カルヴァンが神権政治を展開、1648年ウェストファリア条約で神聖ローマ帝国から正式に独立し、スイス連邦が誕生した。一時ナポレオンの支配を受けたが、20世紀には2度の大战にも中立を維持し、現在では永世中立国として、多くの国際機関の本部が置かれている。人口679万1千人（1991年）、首都ベルン、公用語は独・仏・伊語で、他にロマンシュ語が一部で使われる。

スイス連邦憲法（1999年4月）

第一編総則 第二条目的①スイス連邦は、国民の自由及び権利を保護し、国の独立及び安全を保持する。

第二編基本権 第七条人間の尊厳は尊重され、保護されなければならない。第八条①すべての人は、法律の前に平等である。第一〇条①すべての人は、生命に対する権利を有する。死刑は禁止される。第一七条 [メディアの自由]

第三編連邦、州及び市町村 第二章権限 第二節安全、国防、民間防衛 第五八条軍隊、①スイスは軍隊を有する。軍隊は、基本的に民兵制の原則に従って組織される。②軍隊は、戦争の防止及び平和の維持に寄与する。軍隊は、国及び住民を



スイスの首都ベルン、中世時代の塔の残る風景（84年初秋）

防衛する。第五九条(兵役及び代替役務)

第四編国民及び州 第一章総則第一三六条政治的権利①一八歳に達し、精神疾患又は知的障害で成年後見の対象とならないすべてのスイス人に帰属する。第二章(国民発案及び国民投票)

第五編連邦官庁 第一章総則 第一四三条国民議会、連邦参事会及び連邦裁判所については、すべての投票権者が被選挙権を有する。第一四五条国民議会及び連邦参事会の構成員並びに連邦官庁長官は、四年の任期で選挙される。連邦裁判所の裁判官は、六年の任期で選挙される。第三章連邦参事会及び連邦行政 第一七四条連邦参事会は、連邦の最高指揮機関及び最高執行機関である。第一七五条①連邦参事会は、七名の構成員により組織される。③連邦参事会の構成員は、国民議会の構成員の被選挙権を有するスイス市民の中から四年の任期で選挙される。第一七六条①連邦大統領は、連邦参事会の議長を務める。②連邦大統領及び連邦参事会の副議長は、連邦議会により連邦参事会の構成員の中から一年の任期で選挙される。③翌年の再選は禁止される。第一七八条①連邦参事会は、連邦行政を指揮する。②連邦行政は、省ごとに組織される。第一七九条連邦官房は、連邦参事会の事務総局である。第二節権限 第一八四条①連邦参事会は、外交問題を所掌し、対外的にスイスを代表する。②条約を締結し、批准する。第一八五条④緊急の場合には、連邦参事会は、部隊を動員することができる。

[伊独韓スイス、四か国の統治権に就いて]

1. 4か国に共通する特質として、先ず第一に法の前の平等を挙げることができよう。これは国民自身が統治者代表(大統領)を選ぶ国家の基本的な大原則である。日本のように固定した国家の最高権力機関、即ち皇室(世襲天皇制)を有する国では、制度上絶対に実現できない理念である、と言える。しかも日本では第二次大戦(太平洋戦争)敗戦まで、天皇を神としてあがめ、最高の崇拜権力機関として国民は絶対服従し、その弊害を認識できず、特に戦争では大きな損害を被ってきた。突き詰めて言えば、これは明治維新の政府、またそれ以前の薩長(下級武士)勢力の誤ちであり、その責任は極めて大きい。それは明治憲法第三条、「天皇は神聖にして犯すべからず」によく象徴されている。日本は限られた島国国家で、狭い風土から生れた世界観しか持てなかった。結論的に言って、この固定権力(世襲)天皇制を廃棄しない限り、いかに見せかけをしても、とりつくりつても、人民の法の前の平等は成立し得ない、ということである。真の民主主義は、世襲権力を擁した国家には、事実上有り得ないことを示しているのである。

2. 次に人間の不可侵性と尊厳の確保の重要性である。これは表現が異っていても、取りあげた4か国の憲法には必ず表明されている。民主国として、その重要さを決して軽視は出来ない。人間の歴史を見ても、権力に依って国民庶民へ及ぼされた弊害は甚だ大きかった。これは文明国としては、今後どうしても無視してはならない社会的義務であると言える。犠牲を弱者に押し付けることは許されない。他者を愛すること、権力を担当する者は勿論、庶民大衆相互にとっても、法の前の平等と同じく常に意を払い、留意しなければならない大切な理念であると言えるだろう。



ニューヨーク、エンパイア・ステートビルの全景、五番街から少し離れて(二〇〇六年)

3. 自由権の尊重と確保 この自由という言葉も人間にとり重要な理念として、上掲4か国の憲法に、例外なく表示されている。その上、平等権と人権の不可侵性とも、タイアップして理解されるべき基本的概念だと言える。勿論、国民庶民の自由に、際限のない勝手気ままな言動が自由として許されるものではない。当然そこには、社会の一員として人間相互の生活に、調和的規範が求められるのは当然である。現在の資本主義の世にあっても、一部の人間に極端な富の集積を許して、多くの貧しい人民が苦しみを受ける事態は避けられなければならない。将来この点に関して、何らかの国家社会的対策が講じられるのは、必要不可欠なことだと認識される。

4. その他、主に権力者に関連して。

上掲の4か国について個別的に問題点を挙げると、ほぼ次のようになると思う。

A. イタリア この国では、行政権を担当する者を大統領とし、それを代議院と共和国元老院の合同会議で選出する。大統領は50歳以上が条件で任期は7年、再選への条文は憲法にない。後続の規定から、予定していないことが判る。しかしルネッサンス時代以降、イタリアが人間性発展のために貢献してきた成果は、実に偉大なものがあつたであろう。

B. ドイツ 連邦宰相の方が大統領よりも、行政権能に関しては大きな力を有している。宰相は大統領の提案に依り、連邦会議が討議をせずに選定するのが原則である。また議会が軍出動の権限を有している。これは特に、ヒトラーによる第二次大戦からの教訓に依るものとも考えられる。特に共和国基本法（憲法）は、他の民主国より具体的で、かつ詳細であることに気付く。

C. 韓国 大統領は国民一般の普通選挙に依って選ばれ、行政権の首長となる。年齢40歳以上で任期5年、重任はない。国務会議を主宰し、南北の統一指向を有する。なお民主制を重んじて、当然ながら、北朝鮮の世襲独裁とは、本質的に異なる。北朝鮮とは板門店（パンムンジョム）を通る38度線によって分離され、京城（ソウル）を首都とする。

D. スイス 歴史上長く政治の困乱が続き、現在では代表的永世中立国として、多くの国際機関本部の所在地となっている。政府は連邦参事会と称し、大統領任期を1年に限定、議員・参事会員は任期4年とする。独裁を強く抑制防止する意識の仕組が、憲法にもよく表われている、と言える。



ニューヨーク市立図書館、筆者はアメリカ滞在中いつもお世話になっていた（2006年）

3

すべては国民の自覚にあり

この章では、前章までに学んだ主要共和国の統治機構を参考に、統治責任を持たずその自覚もない、時勢に遅れた「天皇を頂点とする縦社会」を、真正の民主国家に改めることを目指して、その新社会にふさわしい要件を、及ばずながら筆者なりに考えて、未来の日本のために論述したいと思う。

(A) 世襲統治権脱却の必要性

日本では太平洋戦争敗戦後、初めて天皇制・皇室批判が行い得るようになった。終戦までは天皇は神であつて、天皇に関わる論議は不敬であり、余りに不埒な言動としていっさい禁止され、国民もそれに同調し受け入れていた。いや逆に天皇のために死すること、天皇の国家のために殉死する

事は、大変名誉なことだとされていたのである。恐らく戦後生まれの人たちには、想像のつかない、信じられない思いがするのではないかと筆者は考える。当時の社会風潮は天皇絶対であって、世の中すべてがそのような状況にあった。筆者の少年時代を回想すれば、学校には奉安殿という小作り^{かみやしろ}の神社が正門の内脇^{わき}にあつて、生徒たちは皆、最敬礼をして登下校していたものである。恐らく先生たちも同じであつたであろう。学校教育ばかりでなく、世間一般でも、そのような風潮が強く広く、行き渡っていたのは言うまでもない。そこには人間としての個人の尊厳、或いは人格



二〇〇六年夏季、
ニューヨーク、
セントラルパークにて

権などという概念は全く存在しなかった。ただ容易に上位に坐る権力者が命ずるままに行動する従順な国家的存在、或いは人民であつた。仮にも上位の者に逆らったり従わなかったりすれば、刑罰を受ける覚悟も必要であつただろう。こうした風情が戦前から戦中までは、国民或いは国家規範の偽りのない実態であつたのである。まさにこれが真実である。

(B) 統治機構改革の障害

この弊害を除くためには、国家的改革が必要とされるのは言うまでもない。中でもその具体的障害と考えられる最大のものは、特権階層という存在ではないだろうか？それらはかつて神(天皇)に近い人間集団として、様ざまな権力を行使して、国民を操ってきた。(政権を取るような人物は、正何位・従何位などと、殆ど例外なく、特権層に入るのが常のこと)この貴族を含む特権階級が政権を把握し、明治以来幾度も戦争を引き起こしてきたのである。他国に侵攻してはその人民に損害を与え、自国日本の人民にも決して少くない危害を招いていたのである。特に太平洋戦争末期では、筆者も若い日に経験した日本本土空襲での惨劇は、今でも決して忘れられるものではない。勿論、戦争などを二度と起こしてならない事は当然である。しかし現在、天皇は戦争に反対だったなどという声もある。天皇が戦争に反対しても戦争は開始され、そして進行した。これは一体どういう事であろうか。実際、真実には天皇は同調していた事実が知られている。それでも止める力も意志もなかったのが真実である。それでも天皇は万世一系などと言う。統治権に就いてこれ程矛盾した大きな欺瞞も他には無いだろう。天皇位とはそれ程手前勝手であり、国民を欺き軽んじた存在だ、という事にも成り兼ねまい。だが一方から見れば、いかに国民自体が天皇に対して忠実で従順、いや愚かであつたかというようにも思える。実は明治以来の教育に、その最大の原因があつた。そこで筆者・私が考えるのは、この大きな改革を行うのに第一の障害は、先ず1) 特権層の存在があるという事である。その次には2) 右翼主義者団体、それに国家神道^{しんとう}を信奉する集団(但しすべてではない)。次に3) 自民党指導者層などがあるのではないかと？彼らは恐らく、天皇制は無くしてはならないと思ひ込んでいるよ



二〇〇六年夏季、ニューヨークの中心地タイムズ・スクエアの賑わい
(右下の日付けはカメラ・セットの誤ち)

うにも見える。その上第(4)には、民衆の天皇制信仰が漠然としながらも存在する。その上、改革への国民大衆の無関心と無自覚とは、弊害として決して小さくはないだろうと筆者は考える。そこで見過してならない事は、この(世襲)天皇制が国民に階層性を与えている事実である。国民はこの現実に気づき、覚醒しなければならぬ。もしその自覚が国民に無ければ、国家の統治は決して国民のものとはならない、と言う事である。

(C) 政治政党の役割と責任

国家人民の生活状況を正確に把握し、安全でより快適な豊かさの発展に寄与するのが、政党の持つ第一の役割であろう。講談社「日本語大辞典」には、「政党」とは「共通の理念や政策を持ち、その実現のために政権を担当したり、政権獲得を目的とした政治活動を行う団体」とある。英語でいう‘political Party’である。

第二次大戦(太平洋戦争)後、今年2021年で既に75年を経過し、その間、自由民主党(自民)が主に政権を担当して今日に至った。当初は社会党(右派・左派)も存在していたが既に消え、現在では社民党・立憲民主党、それに共産党などが野党として存在している。一般に自民党の政策が思うようでない時に社会党・社民党が政権を担当した、という印象が強い。この保守系自民党は自由党と民主党が合同した政党であり、当初は自由党結成の時代に、右翼人見玉誉士夫が鳩山一郎に働き掛けて始めた、と言われる。その時の会談に、唯一見玉から持ち出されたのが天皇制護持の条件で、鳩山はこれに同感承諾したということであった。この事態については先論で述べたが、この事実は現在の政局の本質を、よく物語っていると思われる。

所でここで判る大切なことは、この固定された統治権、即ち世襲天皇制の下では、民主主義の大原則である自由と平等は、決して成立しない、という事である。天皇だけを別例外として、他の国民は完全に自由と平等であるという事は、物の道理として全く有り得ないからである。必ずそこには序列や階層が生じてくる。それが生きている人間の集団社会に於ける必然的大原則である。人びとはこの原理を、現実の社会問題として頭の中にはっきりと自覚する事が、是非必要だと筆者は考える。しかし一般の人びとは、思いの外この事実に関しては無関心なのではないだろうか? 明治の初め、かつて藤原不比等が言い出した天皇は神だという概念を、改めて持ち出したことで、どれ程国民に被害をもたらしたものは想像にも余りがある。特にこれは戦争に際してよく表明された、と言ってもよいであろう。そのために国民・一般庶民は、幾十万幾百万という犠牲を払ってきたのである。しかも彼らは責任という感覚を持たない。天皇は神だとするのは大いなる重い過誤であった。本当に神であるならば、何故これだけの被害を信ずる国民・庶民にもたらしたものであろうか? 神は善と救いでなければならぬはずである。



シカゴ市の中心部を走る高架環状線ループを眼の前にして(2005年夏季)



ニューヨーク五番街、夜の賑わい(1999年夏季第二回ニューヨーク大学研究滞在の時)

4

国民的自覚の育成と統治者の選択

(1) **自覚の育成** 日本の長い歴史を通じて人民を支配してきた固定された統治権、即ち世襲天皇制の下では、その本質上、完全な民主主義制度は決して成立する事はありません。天皇統治は権力の独占で国民を支配する制度、国民を上位から抑制するもので既に過去の体制であり、民主政とは全く相反する統治形態だからである。日本国民はこの真実をしっかりと認識しなければならない。民主制とは国民自身が自己を治める制度であるが、国民という大集団では統治現象をみんなで取り計る事はできないので、どうしてもその代表者を選択しなければならない。それで初めて、国家・国民の民主的統治を行う事ができる。但し選ばれた統治者も人間であり、絶対的な存在ではなく、変わり行く国情に応じて適応できる新しい統治者として、統治期間の限定が必要となってくる。期間に限定が無ければ、そこに必ずひずみが生じ、独裁という大きな欠陥も生れてくるのだ。そのためにも国民全体の多数決によって代表者を定期的に選んで決定し、その代表者に依って統治を取り仕切らなければならない。但し統治に当たる者は是非少数派・反対派の意見にも出来るだけの配慮が必要であろう。已に足りないより正しい・より適切な意見を生かす事で、一そう完全な施策が望めるからである。また統治期間を限定することで、統治者の変更をより円滑に進める事も出来よう。具体的には日本の場合、一期4年の政権担当とし、統治の成果が評価されれば、改めてもう一期担当できるとするのが適切かと思う。もし一期のみに限定される必要があれば6年くらいが好いのではないかと考える。この民主主義統治には、先ず国民一人ひとりが、自分たちの代表者を自分らで決める、という当然の心構えが必要とされ、国民はその自覚を持つように、配慮と努力を要請されるものである。また報道・教育機関も、無関心な人たちのために、選挙の大切さを一そう国民に呼びかける事も必要であろう。勿論それは決して党派の宣伝などであってはならない。



ニューヨーク大学研究滞在中、英文科女性教授の部屋を訪れて(2003年夏期)

(2) **統治者の選択** 日本ではすべての団体に、そのチーフ即ち会長を選出するのに特定の原則や規則で以て行うとか、色いろな進め方があると思う。しかしここでは国家の統治権を担う人物を一人だけ選ぶという、特別なことに限って話を進めたい。先ず政治については、市長・村長とその議会議員、都・県議会とその知事などで市民は経験を重ねてきたが、国家に関しては衆議院と参議院の議会選挙のみであった。しかし今までの天皇に代わって一人の統治権者を選ぶという国民主体の選挙となると、国民自身初めての経験となる。勿論、主権在民であれば当然のことであるが、ここで考えられることを、今僅かでも思いつくままに言及しておきたい。

改めて言うまでもなく、国民自身を統治する代表者選定の問題である。

[基本事項] 1. 代表者の資格は、45歳から65歳までの健康と人格にすぐれ、良識ある人材であること。

金銭力・財力その他、統治者にはふさわしくない名声のみの候補者を避けるため、或程度大まかに

人格・人柄を査定する機関が在ってもよいのではないか。但しこの機関が全く必要でない事が望ましい。非常に緩く大まかな人物査定推せん機関の存在である。これで単なる野心家を抑制廃除する事が望ましい。

2. 大統領（仮名）にふさわしい人物として、人柄・良識を保証できる大まかな認定機関を設置すること。但し必要があればの事である。

3. 政治政党からの推せん者。実際的にこれが現実的で、最も多い事であろう。

4. 多くの国内の推せん機関で、または各業界から候補者を選出したり吟味して候補者を推せんすること。



ジャパン・タウンから眺望するロスアンジェルス市中心部ダウンタウン（2006年）

以上のような幾つかの手続きで、候補者を最終的に3名または4名にしぼり、取りまとめること。

その最終的手続きをすました上で、国民投票を実施し、事実上最後の代表者一人を選出する。但し半数以上の得票者が出ない場合、一位と二位の間で改めて最後の決定投票を行う。



ニューヨーク5番街の夜景、観劇して帰宅途中の情景か？（1995年夏）

一期は4年とし、再任は次の一期までとする。なおこれまでの天皇・皇族などは、特別な国家的特殊祈禱担当職として分離独立させ、政治には一切関与しないものとする。

次に、『望ましい大統領候補者の心構え』について、感ずることを列記してみたい。

- (1) 狭い自己性に執着せず、広い量見の持主であることが望ましい。
- (2) 党派根性に拘束されず、広くて深い思考の視野を有すること。
- (3) 貧しい底辺の人びとの視点を無視せずに、暖かい政策を構ずるのを忘れないこと。
- (4) 常に広い視野と柔軟性を有し、長期的で豊かな識見を有すること。
- (5) 国民・人民を深く愛する心情の持主であること。
- (6) 国際的な広い思考、長期的考察力を有すること。（やがては、地球全体の環境保全と人間の生きる未来について、他国との協調に配慮して努力することが必要となると予想される。）

行政権の長 事実上の大統領が直接国民によって選ばれる事により、従来の天皇制とは異った行政の区分の仕方が生じることが予想される。この事に関しては、アメリカ始め現在の大統領制国家



メキシコ・グアダラハラ市の郊外タスコで、中央の二人ドイツ航空ルフト・ハンザの stewardess と共に、右端は現地案内人（2005年夏季）

(2) 共産主義的体質の解釈

今日、共産主義を代表する国家として、ロシアと中国(中共)がこれに該当することには、誰しも依存はない。所で共産主義国の政治は、その両国の政治形態を見ても分かる通り、例外なく独裁を立て前とする。そこで筆者が疑問とするのは、共産主義は独裁でなければ成立しないのだろうか、という疑念である。別な言い方をすれば、財物共有が先か独裁が優先されるのかという事である。又別な言い方をすれば、共産主義というのは独裁でなければ共産主義ではないのか、という疑問となる。それだけ共産主義と独裁制とは両者一帯だと言ってもよい。所で問題は、このロシアや中国では本来独裁が優先されていたのか、財物の共有を基本原則としたのか、という疑問である。そこでこの問題に関して、ロシアとアメリカを、それぞれ共産主義と資本主義を代表する国家として取り挙げ、問題の本質に少しでも近付けて考えてみたいと思う。

まずアメリカの事だが、アメリカは資本主義の代表国として、その経済力・富の蓄積は恐らく世界第

一で、その額で世界に優る国はないと思われる。平等と言うより自由が強く信奉され、富の追求によって国民の間に貧富の格差は非常に大きい、というのが真実であろう。それでも国民に与えられた自由の精神またその雰囲気はむしろ、とても明るいと言える。ニューヨークに数か月間幾度も滞在して五番街を歩いてみても、その都度はずんだ気持ちを感じることが出来る。色んな人種や聞き慣れない言葉を耳にしながらも。それはマイアミやハワイ・ワイキキに行っても、同じ感覚があった。少くともその自由さは、ロンドンやパリでも、意識せずとも似た感覚があったと考える。

一方で共産主義国では、どうであろうか？残念ながら筆者は中国を台湾と香港だけ、ロシアはモスクワ空港にしか滞留したことがない。それで決して大きな事は言えないが、回想しても、少くとも陽気で弾んだ気持ちでは居れなかった気がする。何と言ってもロシアと中国は、独裁国なのである。或いはそれは筆者個人の意識上の問題なのかもしれないが、心にどことなく重い、圧迫感があったように思う。空港の従業員に、そのような雰囲気があったわけではない。メキシコや南米の国を訪れても、そういう重い気分はなかった。そこで筆者が思うには、そのニューヨーカー・ライフの感覚とモスクワの空港での感覚が、客観的に正しいと仮定して評価できるとすれば、これは矢張り自由世界と、共産圏の意識的な拘束世界の違いが、ありはしないか、という事につながる。こうした筆者の僅かな感覚の違いが正確で自然的であったとは、とても言えないと思うが、唯それでも、一方は自由主義の国であり、他方は共産党独裁の国家の中での感覚上の違い、であったことには間違いはない。そこで考えられる事は、社会主義とは言うがロシアは以前から独裁制国家なのであって、財物所有の公平さを目的に独裁を採用したのではない、とういうことである。改めて確認すると、ロシアは本来が独裁国なのであって、資本主義のアメリカの欠陥を抑えてマルクスの資本論を生かし、より進歩した社会主義国家だ、とは言えないことになる。中国についても同じ共産国とし



ラテンアメリカ・タワーからメキシコ市を眺望して (2005年)



メキシコ・グアダハラハラ市郊外、タスコでのホテル・ガール (二〇〇五年)

て、同じ事が言えるであろう。マルクスの理論は正当であっても、ロシアと中国にそれが忠実に適用されていると、我われは保証することはできない。我われの知る情報では、ロシアでは選挙が公正かつ正当に扱われているとは思えないし、まして中国に至っては、選挙の話など聞いた事もない。にも拘らず、中国人の金持ちが、日本国北海道の土地を買い占めているという話もある。これは一体、社会主義国家としてどういう事なのであろうか？ 事実とすれば、実に不可解なことであり、日本人として、恐ろしい事だと思わざるを得ない。

本題の結び

以上に「新しい日本統治機構の様式を探索して」と題して、4回に亘って統治に関し拙論を述べてきた。真の統治とは、飽くまでも統治される人民が主体なのであって、これに反して統治する者の独断・独裁や世襲などが、人間の歴史には数限りなく存在してきた。そこで新しい時代にはこの統治者の特権を廃絶し、多くの人民が幸せに暮せるような、そうした国家の仕組みがあつて欲しいものである。しかしこの仕組みの創成には、今後地球に住む人間の絶え間ない努力が必要とされ、失敗と損傷を繰り返しながらも絶えず努力して行くのが、人間の宿命なのであろう。それにしても日本に住んで、統治に責任を知らず、ナニさま、カニさまなどと言われている特権的存在を最高位とした国家では、「国を愛せよ」などと言われても、とても愛する気になれるものではない。飽くまでも国民・人民の一人一人が大切なのであって、そのための統治の新しい形態が必要となる。それは世襲に依らず、統治に責任を持つ形である。我われ国民自身その自覚と覚悟を忘れてはならない。

以上でこの題目の下では、今回で打ち切りとしたい。次の機会にはより個人的な主題として、少々考えてみたい。永く編集を担当されてきた方々のお力添えに、深く感謝を申し上げます。なお最後に、昨年来中国武漢発生の新形コロナ・ウイルスの世界的感染被害について、人間連帯の見地から考えられることを、次の機会に扱ってみたいと思います。

【註】

- 1) 法制局と最高行政裁判所を兼ねた機関。(Consail d'État)



カリブ海に臨むシャーロット・アマリー港の美しい風景(99年初秋か)



ボン・ディ・アスカールを遠望し、ケーブルカーでコルコバードの丘へ登る途中で(ブラジル、リオ・デ・ジャネイロ)1996年11月



本場のアルゼンチン・タンゴダンスの夕べ、
在ブエノス・アイレス(九六年十一月)